

# 令和8年度木材利用アドバイザー派遣事業実施業務仕様書

## 1 趣旨

「都市の木造化推進法」及び「愛知県木材利用促進条例」において、木材の利用の促進に関する施策を策定し、木材の利用に努めることが、市町村の役割として求められている。

SDGs やカーボンニュートラル等の社会的な課題を解決する手法の一つとして、森林の無い都市部の市町村においては、木材利用の取組があり、その重要性がますます高まっている。

本業務は、公共建築物において木材利用を検討している市町村等に対して直接的な支援を行うことで、県産木材をはじめとする木材の利用の実現につなげることを目的とする。

## 2 業務名

令和8年度木材利用アドバイザー派遣事業

## 3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 業務の内容

### (1) 基本事項

本業務は、公共建築物を整備する市町村等に対して、木材利用の促進を図るものである。

なお、木材利用の促進にあたっては、県産木材の利用の促進を最も優先することを基本とする。

### (2) 事業のPR・派遣要望の掘り起こし

ア 受託者は、契約後速やかに、本事業をPRするチラシを作成する。

イ 併せて、受託者は、県の要望に応じて、県が行う市町村等の巡回に同行し、本事業のPRと派遣要望の掘り起こしに協力する。

### (3) 派遣要望の受付

受託者は、公共建築物を整備する市町村等からの派遣要望（別添様式3）の受付を行う。

### (4) アドバイザーの選定・派遣

ア 受託者は、派遣要望に応じて、専門的な知見や経験を有する的確なアドバイザーを選定し、県の承諾のうえで決定する。

（アドバイザーは、外部の有識者や、県の木造建築技術育成講習の修了者等、受託者に所属していない者で差し支えない。）

イ 受託者は、決定したアドバイザーを派遣し、木材利用に関する疑問の解消や課題の解決に向けてアドバイス等を行う。なお、要望先との派遣日時等の調整は受託者側において行い、派遣時は受託者も同席する。

（派遣は、要望先が求める場合にはオンライン形式での実施も可とし、合計で16回以上行うこと。）

### (5) 派遣結果の報告

受託者は、派遣を行った日から15日以内に、派遣記録を委託者に提出する。（派遣記録には、アドバイス等を行うにあたって使用した資料を添付する。）

### (6) 報告書及び普及啓発資料の作成

ア 市町村等の公共建築物における木材利用の普及に係る課題及びその解決方法について、本業務の結果を踏まえ、受託者独自の分析・考察を行

い、報告書として取りまとめる。

イ また、県が行う市町村等への木材利用の普及活動に活用できるよう、本業務で行ったアドバイス等を踏まえた普及啓発資料を作成する。

(7) **その他業務実施に係る事項**

ア アドバイザー派遣の状況写真の撮影（派遣1回につき1枚以上）

イ 業務実施に必要な費用の支払い

ウ 上記のほか、業務実施に必要な事項

**5 成果品の提出**

受託者は、業務終了後、成果品をとりまとめ、業務委託完了報告書を添付して委託者に提出する。

提出部数は、紙媒体1部及びCD-R等の電子データ1部とする。

成果品には、次のものを含めること。

- (1) 派遣記録一式
- (2) 報告書
- (3) 普及啓発資料
- (4) その他業務に関連する資料一式（PRチラシ、記録写真等）

**6 その他留意すべき事項等**

- (1) 本業務は、企画競争型随意契約のため、提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者1名を選任し、業務実施方法、進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、派遣先や協力機関・団体等の第三者に対して公平・中立の立場で対応を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を、許可なく第三者へ漏らし、またはこれを不当な目的で使用してはならない。
- (5) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施に必要な資料、チラシ等の作成にあたっては、間伐材パルプ利用割合が20%以上ある用紙の優先利用に努めるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。
- (9) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (10) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた時は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

木材利用アドバイザー派遣依頼シート

年 月 日

区 分		内 容	
所属	市 町 村 名		
	部 署 名		
連絡先	担 当 者		
	役 職		
	T E L		
	F A X		
	E メール		
建築物の概要	名 称		
	所 在 地		
	新設・建替えなど	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 増改築	
	用 途	<input type="checkbox"/> 教育施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 運動施設（体育館など） <input type="checkbox"/> 社会教育施設（図書館、公民館など） <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 交通機関の休憩所 <input type="checkbox"/> 庁舎 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	
	構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	
	階 数		
	完成の予定時期		
	建築物の検討段階	<input type="checkbox"/> 基本構想の段階 <input type="checkbox"/> 基本計画の段階 <input type="checkbox"/> 基本設計の段階 <input type="checkbox"/> 実施設計の段階	
そ の 他			
希望内容 ※複数選択可	希望事項		派遣の希望期間
	<input type="checkbox"/> 木造を前提とした基本構想及び基本計画策定へのアドバイス		年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 木造の概算事業費の算定		年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 非木造とのコスト比較資料の作成		年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 円滑な県産木材調達に向けたアドバイス		年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 県産木材利用など、木材関係者との調整		年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 簡易な設計提案など、設計に対する技術的なアドバイス		年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 木造の防耐火、耐震性及び維持管理等に対する不安の解消に向けた資料の作成		年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 内部関係者を対象とした木造施設見学の企画・運営		年 月 日～ 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他（                      ） ※：内容によっては実施できない場合がございます。		年 月 日～ 年 月 日	
その他事項			